

藤井寺市広告ベンチ設置事業者募集要領

藤井寺市立市民運動広場への広告ベンチの設置申し込みをされる方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知の上、申込み下さい。

1 設置箇所・規格・期間等

(1) 設置箇所、サイズ等

設置施設名	設置場所 別紙1 参照	サイズ	台数
大井テニスコート	A面	長さ 180cm×幅 45cm ×高 65cm 程度	6 台
大井テニスコート	B面	長さ 180cm×幅 45cm ×高 65cm 程度	6 台
大井テニスコート	C面	長さ 180cm×幅 45cm ×高 65cm 程度	6 台
大井テニスコート	D面	長さ 180cm×幅 45cm ×高 65cm 程度	6 台
青少年運動広場Aグラウンド	西側	長さ 180cm×幅 45cm ×高 65cm 程度	10台
青少年運動広場Bグラウンド	東側・北側	長さ 180cm×幅 45cm ×高 65cm 程度	10台
津堂市民野球場	西側・北側	長さ 180cm×幅 45cm ×高 65cm 程度	10台
スポーツセンター	東側・南側	長さ 180cm×幅 45cm ×高 65cm 程度	20台
川北市民スポーツ広場	東側・北側	長さ 180cm×幅 45cm ×高 65cm 程度	10台

※川北市民スポーツ広場は、耐震工事中のため令和7年3月まで閉鎖

(2) 規格等

項目	条件
広告スペース	ベンチ背部分4分の1は、藤井寺市のPRスペースとし、市が指定するデザインで設置者の負担により作成し、残りの背部分を広告スペースとして提供する。 ※別紙2 広告ベンチイメージ図参照
材質	座部:ポリエチレン 脚部:アルミ(3脚式) 背部:ポリエチレン

(3) 設置期間

1回の申込みにつき、基本的に、設置希望月の初日からその年の3月31日までの間になりますが、設置者の希望により設置期間を指定することができます。なお、設置期間最終月に再度申請し、引き続き設置することは可能です。

(4) 費用負担

作成費、維持管理その他一切の経費については、申込者が負担すること。

2 施設の概要

施設名	大井テニスコート A面・B面・C面・D面
住所	藤井寺市大井1丁目 426 番地
利用時間	9時～17時(5月～9月は19時まで)
休日	火曜日・年末年始(12月29日～1月3日)
利用者数	約27,000名

施設名	青少年運動広場Aグラウンド・Bグラウンド
住所	藤井寺市大井1丁目433番地
利用時間	9時～17時(5月～9月は19時まで)
休日	火曜日・年末年始(12月29日～1月3日)
利用者数	約55,000名

施設名	津堂市民野球場
住所	藤井寺市津堂3丁目620番地
利用時間	9時～19時
休日	無し
利用者数	約64,000名

施設名	川北市民スポーツ広場
住所	藤井寺市川北1丁目79番地
利用時間	9時～19時
休日	火曜日・年末年始(12月29日～1月3日)
利用者数	約24,000名

施設名	スポーツセンター
住所	藤井寺市林1丁目18番地
利用時間	9時～21時
休日	無し
利用者数	約65,000名

3 掲出できない広告等

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動に関するもの
- (3) 個人及び団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 他者を誹謗、中傷する内容を含むもの
- (5) 人権侵害のおそれのあるもの
- (6) 法令や条例等に抵触し、又は抵触するおそれのあるもの
- (7) 公序良俗に反する内容のもの
- (8) 虚偽又は誇大な表現で、市民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (9) 市が推薦などしているかのごとき表現をしたもの
- (10) 投機心又は射幸心をあおる内容のもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)第2条に規定する風俗営業又はこれに類するもの
- (12) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの

- (13) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (14) 広告主の行う事業・行為が社会的批判、指弾の対象となっているもの
- (15) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団又はその他暴力的団体の構成員でないこと。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (4) 市の指名停止措置を受けている者又は不利益処分(違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。)を受けている者でないこと。
- (5) 国税及び藤井寺市税の未納がないこと。

5 掲載申込の手続き

- (1) 申込期限 広告の掲載を始めようとする月の前月の5日まで
- (2) 申込方法 「藤井寺市広告ベンチ設置申込書」に必要事項をご記入の上、下記の書類を添えて申し込みください。

ア 掲載しようとする広告案

イ 業務内容等を明らかにする書類(会社案内、パンフレット等)

ウ 国税の納税証明書

- (3) 申込・問い合わせ先

〒583-8583 藤井寺市大井1丁目2番20号

藤井寺市教育委員会事務局教育部スポーツ振興課

電話 072-939-1141 FAX 072-939-9996

E-mail sports@city.fujiidera.lg.jp

6 広告掲載者の決定

- (1) 提出された申込書類により、設置要綱・設置基準に基づき広告内容の審査を行い、設置希望期間を考慮し、決定します。

- (2) 広告の申込みが、募集した広告枠を超えたときは、次に掲げる順位により決定します。

ア 公社、独立行政法人、公益法人及びこれらに類する者の広告

イ 公共性の高い民間企業等で市内に事業所等を有する者の広告

ウ イに該当しない民間企業等で市内に事業所等を有する者の広告

エ アイウに該当しない者の広告

7 広告ベンチの作成

- (1) 広告ベンチの作成に要する費用は、すべて広告掲載者の負担となります。

- (2) 広告ベンチを作成する前にその最終案をあらかじめ市の担当者に提示し、確認を受けてください。

8 契約の締結

設置事業者に決定した方は、申込者と市との間で広告ベンチ設置に関する契約を締結します。

9 広告ベンチの設置及び撤去

広告ベンチの設置及び撤去は、広告ベンチ設置者において行ってください。

別紙 2 広告ベンチイメージ図

古市古墳群

市民とめざす世界遺産



藤井寺市

広 告 ス ペ ー ス